

元国際第465号  
関税割当公表第86号

令和元年度下期の麦芽の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、麦芽（いつてあるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年9月10日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 麦芽
- 2 割 当 数 量 別途公表
- 3 通 関 期 限 令和2年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

- 1 ビール用（発泡酒の原料となるものを含む。以下同じ。）及びウイスキー用

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

- 2 その他用

農林水産省政策統括官付穀物課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間

- (1) ビール用及びウイスキー用

国税庁長官が発給する麦芽関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）の交付日から7日以内（なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらの数量についても、関税割当申請の対象となる。）

- (2) その他用

次に掲げる期間とする。

ただし、イ及びウに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書

に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和元年10月1日（火）から同年10月10日（木）まで

イ 令和元年12月2日（月）から同年12月4日（水）まで

ウ 令和元年2月3日（月）から同年2月5日（水）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

#### 第5 関税割当申請者の資格

1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書の交付を受けた者

2 その他用については、ビール用及びウイスキー用以外の用途に麦芽を使用する者

#### 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書

2 その他用については、麦芽使用計画数量等一覧表（別記様式）及び輸入麦芽の必要数量の根拠に関する資料

なお、国産麦芽を使用しない場合には、その理由等に関する資料

#### 第7 第4の1の(2)について、本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（2の国産麦芽を使用しない場合の理由書を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

#### 第8 割当基準

1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。

2 その他用については、申請数量の範囲内において、使用実績数量、使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

#### 第9 関税割当証明書の発給及びその停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき

2 申請者が本公表に違反したとき

3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申

請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類) について、虚偽の申告又は報告をしたとき

#### 第10 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

#### 第11 内示書の交付申請

ビール用及びウイスキー用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(様式編)の制定について(法令解釈通達)(平成17年8月25日課酒1-66ほか1課共同)に定める様式により、国税庁長官に行うものとする。

#### 第12 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通(省令第1条)とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通(省令第3条及び第4条)とする。

2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について(平成15年6月30日付け15総合第1316号(平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正))による。

3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする(省令第3条第2項)。

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない(省令第5条)。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる受付担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

#### 第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公

表する。

- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。